

～ ようこそ 高松へ ～

転入手続のご案内

窓口にお越しの際は、共通でご用意いただくもののほか、該当するそれぞれの手続に必要なものを
お持ちください。手続によってはマイナンバーが必要です。

ご用意いただくもの（共通）

（R7.4.1）

- ☐ マイナンバーカード（お持ちの方）
- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカードをお持ちでない方）
 - ・写真付きのものは1点 … 運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きでないものは2点 … 被保険者証（健康保険・介護保険）、社員証、学生証など
- ☐ 認印（スタンプ印は不可）

出先機関のご案内

※出先機関については、取扱できない手続や取次となる場合があります。

- ◆総合センター（牟礼、山田、仏生山、香川、勝賀、国分寺）
- ◆支所（塩江、庵治、香南）
- ◆市民サービスセンター（瓦町駅ビル8F I KODE 瓦町）
- ◆出張所（市内 19か所）

市役所での手続一覧

※詳細は、受付窓口で確認してください。

市民SC：市民サービスセンター

項目	内容		受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）		本庁舎	出先機関
住民登録				
☐	住民異動届	・ 住み始めた日から14日以内に届出 ☐ 転出証明書（特例転入の場合は不要） ☐ 委任状（代理人の場合） ☐ 在留カード又は特別永住者証明書（外国人の場合） ☐ パスポート（国外から転入する場合） ☐ 戸籍謄本・戸籍附票（国外から初めて高松市に転入する場合）	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282 （外国人の手続は市民課のみ）	・ 総合センター ・ 支所 ・ 市民 SC【取次】※ ※特例転入、マイナポータルで手続きをした場合は不可
☐	マイナンバーカードの継続利用	・ 転入届出した日から90日以内に手続が必要 ※期限を過ぎた場合は廃止されます。 ・ 原則、本人又は同一世帯員が手続 ☐ 暗証番号		・ 総合センター ・ 支所 ・ 市民 SC※ ※住民異動届と同日は不可
☐	住民基本台帳カードの継続利用	・ 転入届出した日から90日以内に手続が必要 ※期限を過ぎた場合は廃止されます。 ・ 原則、本人又は同一世帯員が手続 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 暗証番号		・ 総合センター ・ 支所
☐	旧姓併記	・ 手続不要 （前住所地で旧姓併記をしていた場合、その旧姓を引き継ぎます。）	市民課 1階 4番窓口 ☎ 839-2282	
☐	印鑑登録	・ 写真付本人確認書類を持参できない、又は代理人による申請の場合はご相談ください。 ☐ 登録する印鑑 ☐ 委任状（代理人の場合）	市民課 1階 5番窓口 ☎ 839-2282	・ 総合センター ・ 支所【取次】
☐	電子証明書の発行	・ e-taxなどに使う署名用電子証明書が失効するので、継続使用を希望する場合、手続が必要 ・ 原則、本人が手続 ☐ 暗証番号	マイナンバーカード 交付・更新会場 12階 ☎ 839-2287	・ 総合センター ・ 支所 ・ 市民 SC※ ※住民異動届と同日は不可
☐	本人通知制度の登録	・ 住民票や戸籍謄本等を、第三者に取得された事実の通知を希望する場合は、登録手続が必要 ☐ 委任状（代理人の場合）	市民課 1階 2番窓口 ☎ 839-2282	・ 総合センター ・ 支所 ・ 出張所

項目	内容		受付窓口（市外局番：087）	
	必要なもの（共通以外）		本庁舎	出先機関
国民年金の加入・受給者				
☐ 住所変更	① 第1号被保険者は手続不要 ※納付書はそのまま使用可能（口座振替は継続） ② 受給者は住所変更が必要な場合があります。 ③ 勤め先を退職した方は国民年金への切替が必要 ④ 第2号、第3号被保険者は勤務先でご確認ください。 ⑤ 海外から転入された場合は必ずご相談ください。 ☐ 年金手帳か基礎年金番号通知書か年金証書 ☐ 退職日が分かるもの（③の場合）	市民課 1階 6番窓口 ☎ 839-2322	・総合センター ・支所	
国民健康保険に加入する方				
☐ 加入等	① 加入手続が必要 ② 所得申告書の提出（保険料等計算のため） ③ 保険料納入通知書は、後日郵送されます。 ④ 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証が必要な場合、手続きが必要 ⑤ 学生や施設・病院等に入所・入院する場合はご連絡ください。 ☐ 委任状（同一世帯員以外の代理人の場合） ☐ 預金通帳 ☐ 銀行届出印	国保・高齢者医療課 1階 10番窓口 ☎ 839-2311	・総合センター ・支所 ・出張所【取次】 ①、⑤を除く ・市民SC【取次】 ⑤を除く	
後期高齢者医療の被保険者				
☐ 加入等	・資格確認書は、後日郵送されます。 （令和7年8月以降、マイナ保険証保有者は、資格情報のお知らせ） ・県外から転入し限度区分を記載した資格確認書、特定疾病療養受療証が必要な場合、手続きが必要 ・県外から転入し、65歳以上74歳以下の後期高齢者医療に加入されていた方で、引き続き加入希望の場合、手続きが必要 ☐ 負担区分等証明書（県外から転入の場合） ☐ 特定疾病療養受療証（県外から転入の場合）	国保・高齢者医療課 1階 9番窓口 ☎ 839-2315	【すべて取次】 ・総合センター ・支所 ・出張所 ・市民SC	
介護保険の被保険者				
☐ 加入 （65歳以上の方）	・新住所の被保険者証は、後日郵送されます。 ・施設に入所する場合はご連絡ください。	介護保険課 1階 27、28番窓口 ☎ 839-2326	【すべて取次】 ・総合センター ・支所 ・市民SC	
☐ 要介護・要支援 認定引継	・住み始めた日から14日以内に手続きが必要 ☐ マイナンバーが確認できるもの ☐ 前住所の介護保険受給資格証明書（お持ちの方）			
☐ 負担限度額の認定	・前住所地で負担限度額認定証をお持ちだった場合、手続きが必要			
障がいのある方				
☐ 身体障害者、療育、 精神障害者保健 福祉手帳の住所 変更	① 身体障害者手帳をお持ちの場合 ☐ 手帳 ☐ 委任状（代理人の場合） ② 療育、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合 ☐ 手帳 ☐ 写真（縦4cm×横3cm）（県外から転入の方）	障がい福祉課 2階 23番窓口 ☎ 839-2333	・総合センター ・支所	
☐ 自立支援医療 受給者証の住所 変更	・受給者証をお持ちの場合、手続きが必要 ☐ 自立支援医療受給者証 ☐ 健康保険情報、マイナンバーが確認できるもの ☐ 年金手帳、年金証書、年金振込通知はがきのいずれか （障害年金・遺族年金等の受給者のみ）※詳細はお問い合わせください ☐ 委任状又はマイナンバーが確認できる書類（代理申請の場合）			
☐ 障がい者の 医療費助成申請	・障害者手帳（身体・療育）、戦傷病者手帳をお持ちの場合、対象となるか確認が必要 ☐ 健康保険情報、マイナンバーが確認できるもの （マイナンバーは本人、配偶者、同一世帯員、被保険者分） ☐ 障害者手帳（身障・療育）、戦傷病者手帳 ☐ 本人の預金通帳（後期高齢者医療の被保険者のみ） ☐ 委任状又はマイナンバーが確認できる書類（代理申請の場合）			

項目		内容	受付窓口（市外局番：087）	
		必要なもの（共通以外）	本庁舎	出先機関
☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の住所変更	・前住所地で特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受けていた場合、手続きが必要 ☐ 障害者手帳（身体・療育・精神） ☐ 年金手帳、年金証書、年金振込通知はがきのいずれか（年金受給者のみ） ☐ マイナンバーが確認できるもの（本人及び同一世帯員分） ☐ 本人の預金通帳	障がい福祉課 2階 23 番窓口 ☎ 839-2333	—
☐	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、通所受給者証の申請	・前住所地で障害福祉サービス等を受けていた場合、手続きが必要 ☐ 障害者手帳（お持ちの方）又は診断書 ☐ 障害支援区分認定証明書（お持ちの方） ☐ マイナンバーが確認できるもの（本人及び同一世帯員分）		
お子様がいる方				
☐	子ども医療証の申請	・18 歳到達後の最初の 3 月 31 日を迎えるまでの子どもがいる場合、手続きが必要 ☐ 子どもの健康保険資格情報が確認できるもの ☐ 委任状（保護者以外の方が手続する場合） ※詳細はお問い合わせください。	こども家庭課 6階 26 番窓口 ☎ 839-2353	・総合センター ・支所【取次】 ・市民 SC【取次】
☐	児童手当の申請	・前住所地で児童手当を受けていた場合は、転出予定日の翌日から 15 日以内に申請手続きが必要 ※申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。 ・公務員の方は勤務先で申請 ※新たに公務員になった方、公務員を退職した方は、申請先が変更になる場合があります。 ☐ 請求者の預金通帳又はキャッシュカード ☐ 請求者の健康保険被保険者証又は資格確認書等（3 歳未満の児童を養育している国家公務員共済及び地方公務員等共済加入者の方） ☐ 請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの ☐ 子どものマイナンバーが確認できるもの（子どもの住所が市外の場合） ☐ 委任状（請求者以外の方が手続する場合）		・総合センター ・支所 ・市民 SC【取次】
☐	児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請	・児童扶養手当（ひとり親に限らず、重度の障がいがある父又は母のいる家庭など）、特別児童扶養手当（20 歳未満の障がいをお持ちの子どものいる家庭）の受給資格者の要件に該当する場合、手続きが必要 ☐ 前住所地の児童扶養手当証書 ☐ 戸籍謄本、預金通帳など ※詳細はお問い合わせください。		・総合センター
☐	ひとり親家庭等医療証の申請	・18 歳の年度末までの子どもを扶養しているひとり親の場合、手続きが必要 ・重度の障がいがある父又は母のいる家庭も対象 ・子どもに障がいがある場合や資格要件・必要書類等は、お問い合わせください。		
☐	ひとり親家庭等への支援制度	・「就労支援」、「親子交流」、「養育費確保支援」等、ひとり親家庭への支援制度について、専門相談員に相談できます。 ※詳細は「たかまつひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。（HP でも閲覧可能）		—
☐	小中学生の転校	・転入届出の際に渡される住民異動通知書を、旧学校の書類と一緒に新しい学校へご提出ください。 ・外国人住民の方で就学を希望する場合は、お問い合わせください。 ・特別な事情により、校区外の学校への転入を希望する場合は、転入届出前にご相談ください。（許可されない場合もあります。）	【お問合せ先】 学校教育課 10 階 ☎ 839-2616	—

項目		内容	受付窓口（市外局番：087）	
		必要なもの（共通以外）	本庁舎	出先機関
☐	保育施設等の入所	・保育所、認定こども園等の入所相談・手続 ・施設等利用給付認定を受け、幼稚園等を利用している場合、手続が必要	こども保育教育課 6階 25 番窓口 ☎ 839-2358	—
☐	予防接種予診票	・予防接種予診票の発行手続 □ 母子健康手帳	市民相談コーナー 1 階 ☎ 839-2105	感染症対策課 （保健所内：高松市桜町） ☎ 839-2870
☐	妊婦、乳児、産婦健診等の受診票	・妊婦・乳児・産婦健診等の受診票を交換 □ 母子健康手帳 □ 前住所地の受診票	市民相談コーナー 1 階 ☎ 839-2105	・健康づくり推進課 （保健所内：高松市桜町） ☎ 839-2363 ・各保健ステーション （総合センター内）
☐	1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査	・受診状況等確認のため、ご連絡ください。		
☐	母子健康手帳	・母子健康手帳の住所はご自身で訂正してください。		
☐	妊婦のための支援給付	・前住所地で妊娠届出時又は出生届出時に支給を受けていない場合は、申請手続が必要		
その他				
☐	市税の口座振替	・口座のある金融機関で申請手続が必要 （Web 口座申込みも、高松市 HP より可能です。） □ 預金通帳 □ 銀行届出印	市民税課 2階 17 番窓口 ☎ 839-2222	・総合センター ・支所 ・出張所
☐	原動機付自転車、小型特殊自動車	・所有する 125cc 以下のバイクや農耕作業車等を登録し、ナンバープレートを受取 □ 前住所地発行の廃車申告受付書（廃車証明書）	市民税課 2階 14 番窓口 ☎ 839-2233	・総合センター ・支所
☐	市営住宅	・入居、同居を希望する場合、手続が必要	市営住宅管理センター 7 階 市営住宅課 7 階	☎ 802-3660 ☎ 839-2541
☐	飼い犬	・犬の所在地等変更手続が必要 □ 鑑札など（前住所地で発行されたもの）	生活衛生課 （保健所内：高松市桜町） ☎ 839-2865	・総合センター
☐	家庭ごみ	・家庭ごみの相談	環境指導課適正処理対策室（環境業務センター内 高松市木太町） ☎ 839-2370	
☐	浄化槽	・新築以外の場合、使用再開届が必要	下水道業務課（防災合同庁舎 2 階） ☎ 839-2720	

市役所以外での主な住所変更手続

※詳細は、お問合せ先で確認してください。

項目	お問合せ先
☐ 厚生年金	・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ・高松西年金事務所 ☎ 087-822-2840 ・高松東年金事務所 ☎ 087-861-3866
☐ 健康保険（国保、後期高齢以外）	勤務先
☐ 運転免許証	・香川県運転免許センター ☎ 087-881-0645 ・最寄りの警察署
☐ 普通自動車	・四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075 ・香川県県税事務所自動車税課 ☎ 087-806-0314
☐ 軽自動車	軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎ 050-3816-3122
☐ 二輪車（126cc～）	四国運輸局香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075
☐ 難病患者	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3272
☐ 被爆者健康手帳	香川県健康福祉総務課 ☎ 087-832-3260
☐ 県営住宅	香川県住宅課 ☎ 087-832-3587
☐ 国債（戦没者弔慰金）	償還金支払い場所又は証券保管証書に記載の郵便局
☐ NHK 受信料	☎ 0120-151515（フリーダイヤル）
☐ 預貯金口座	各金融機関
☐ 生命保険等、クレジットカード等、携帯電話、固定電話、電気、ガス、インターネット、ケーブルテレビ	各契約会社
☐ 水道	香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター お客さまセンター （市役所西 防災合同庁舎 1 階） ☎ 087-839-2731（お電話で手続ができます。）
☐ 郵便物の転送	最寄りの郵便局